

議案第 72 号

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 26 日提出

清水町長 阿部 一男

乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成 4 年清水町条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「被保険者証又は組合員証及び」を「医療保険各法の規定
による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、」
に改める。

第 9 条第 1 項第 3 号中「組合員証若しくは被保険者証の番号」を「被
保険者等の資格を管理するための記号・番号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 2 日から施行する。